

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和5年度 教育委員会 第1回定例会)

開会 令和5年4月12日(水)

閉会 令和5年4月12日(水)

午前9時00分

午前10時44分

場所 西宮市役所6階教育委員会会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人 委員 山本 幸夫	欠席委員		
会議に出席 した職員	職	氏 名	職	氏 名
	教育次長 藤井 和重 教育次長 漁 修生 教育総括室長 薩美 征夫 参与(人事担当) 柏木 弘至 学校支援部長 岡崎 州祐 学校教育部長 杉田 二郎 教育総務課長 伊藤 昭夫 教育総務課担当課長 原田 博司 教育人事課長 北島 綱史 教育職員課長 千原 昌樹		地域学校協働課長 岡田 良一 学校保健安全課長 濱本 新 教育総務課係長 大寺 修平	
署名	教育長		委員	

付 議 案 件

< 教育長報告 >

< 議 題 >

- | | | |
|-----------|--|-------------|
| (審) 議案第1号 | 西宮市いじめ防止等対策委員会委員委嘱の件 | [学校保健安全課] |
| (審) 報告第1号 | 西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件 | [地域学校協働課] |
| (審) 報告第2号 | 西宮市教育委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則制定の件 | [教育総務課] |
| (審) 報告第3号 | 西宮市教育委員会の個人情報保護に関する規則を廃止する規則制定の件 | [教育総務課] |
| (審) 報告第4号 | 西宮市教育委員会文書取扱規程及び西宮市立学校園文書取扱規程の一部を改正する規程制定の件 | [教育総務課] |
| (審) 報告第5号 | 西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件 | [教育職員課] |
| (審) 報告第6号 | 人事に関する件 | [教育人事課] |
| (審) 議案第2号 | 人事に関する件(当日資料) | 非公開 [教育人事課] |

< 一般報告 >

- | | | |
|-------|-----------------------|---------------|
| 一般報告① | 第5次西宮市総合計画 後期基本計画について | [教育総務課] |
| 一般報告② | 児童生徒の状況について | 非公開 [学校保健安全課] |

< 資料による情報提供 >

- ・第21回(令和5年3月)定例市議会における代表質問及び一般質問の答弁について [教育総務課]

以 上

傍 聴

0名

重松教育長	<p>ただいまより、令和5年度 第1回 教育委員会定例会を開催します。</p> <p>議事録署名委員には、藤原委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>初めに1月臨時会、2月定例会、2月臨時会について議事録の承認を行います。</p> <p>議事録は既にお手元に送付し、確認していただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。それでは承認します。</p> <p>なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。</p> <p>ここで各委員に確認します。会議は公開が原則ですが、議案第2号は人事に関する案件であり、現時点では公表されておられません。</p> <p>また、一般報告②は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなる恐れがあるため、それぞれ非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移ります。</p> <p>では、初めに私から報告させていただきます。</p> <p>学校では、4月1日から通常の授業の形で進んでいます。マスクについては、全体から見ると7割近くの子供がまだマスクをしている状況です。ただ、休み時間などはマスクを外したりしていて、5月8日に2類から5類に下がればさらにマスクが外れていくかと思っています。</p> <p>アフターコロナの教育をどう進めていくかということで、ポストコロナ、新たな「ニューノーマル」への移行に向けて教育をどうするかということで、国の方でも議論されています。アフターコロナの教育を進めるにあたっては、新たな考え方を出していかなければいけないのではないかと思います。</p> <p>では、どうするかということですが、アインシュタインの言葉に「過去から学び、今日のために生き、未来に対して希望を持つことは大切なことで、何も疑問を持たない状態に陥らないようにすることが大切である」というものがあります。</p>

今までの時代の流れを1回眺めることによって、現在を考え直して未来に向かってどうするかということが非常に大切だと思っています。

これからの社会と学校に期待される役割については、去年、明治5年（1872年）に近代の学制が始まって、ちょうど150年が経っていますが、その間、ほとんど教育のあり方については変わっていません。これからの学校は、基礎・基本、知識・技能の習得に加えて、これらを活用して新たな課題に取り組む、解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成が非常に重要ではないかと言われています。

令和の日本型教育においては、個別最適な学びと協働的な学びを深めていくことが大切ではないかと言われています。

特に今問題になっているのは、授業のあり方として、「同じことを同じペースで同じようなやり方で、同質性の高い学級の中で、出来合いの問に対する答えをみんなで勉強する」という点です。

特に「同調圧力」が課題になっていて、それがいじめや不登校の原因になっているのではないかとされています。

要するに前に出るとか、後ろへ下がるのではなくて、みんな同じ歩調ということが大きな課題だと思っています。

これについては、アッシュという人が「同調実験」ということをやっています。これは実験室に8人を集めて、そのうちの7人は「サクラ」で、被験者は1人という仕組みです。図版Aと図版Bを見せて、Aには1本の線が書いてあり、Bには三本の長さが異なる線が書かれています。Bの三本のうち、Aの長さと同じものはどれですか、ということを知りたいわけですが、この質問は、見ることである程度答えは分かるのですが、そこへサクラが様々な発言をして邪魔をするというものです。Bに描かれた三本の線はそれぞれ異なっているのですが、意図的な発言をするというもので、それが被験者の答えにどう影響するかを調査したということです。

その結果、サクラ全員が正解をきちんと答える場合は、被験者の方は正々堂々とこの答えで大丈夫だと自信を持って正しい答えを発言しました。ところがサクラが、不正解の答えをわざと出すと、本当は自分はこう思うのだけど、違うのかと考えてしまい、結局ほかの人に迎合するという傾向があります。その結果、全ての質問にきちんと正解を出した人は全体の25%で、残りの75%は少なくとも1回はサクラに同調したという形です。

同調の例としてよく言われるのは、例えば飲み屋に行ったときに、最初に何を飲

むかとなったときに、誰かがビールと言えば、他の方も同様にビールとなることも同調かと言われていました。

また、アメリカやヨーロッパに比べると、日本は同調意識が強いとも言われています。これをどうするかということも課題の一つだと言われています。

では、なぜそのようなことが起きるのかということは、まだ分かっていないのですが、周りと同調するということは、非常に大事だという意識が影響しているのではないとも言われています。

このことを哲学的に考えたのが、ハイデガーの「存在と時間」というものです。この中で言われていることは、人は誰かに合わせ、多くの人の考え方に合わせるものだということです。それは何かあったときの責任や、他人に判断を委ねることができるので、自分だけで考えて実行したときの、ひょっとして間違えたのではないかという不安がなくなるためだと言われています。そのために一般の人の考え方の中に合わせていくことが、生きていくための一つの方法だと言っています。しかし、ハイデガーの「存在と時間」については、ナチスの問題の後から非常に問題になっています。基本的にそういう性質が、もともと人間の中にあるのではないとも言われています。社会の中で子供たちがどう変わっていったのかと言えば、よく言われるのが、それぞれの時代に応じた世代があります。

最初は団塊の世代があり、この世代のときに起こったのが、学生運動や安保反対の運動です。次に新人類が1960年生まれで、1980年頃に成人になって仕事に就くという世代です。この世代の特徴は、団塊の世代に比べると非常に落ち着いていて、言われたことをきちんと守ります。トラブルを起こさず、反発も少なく割と従順で違和感なく社会にデビューした世代です。

ただし新人類は、企業に対しても愛社精神を持ち、縦社会に順応して、組織の中で飛びぬけて何かをするタイプではなく、昔ながらの日本企業によく適応した世代だと言われています。

また、この頃はバブル期で「ジャパン・アズ・ナンバーワン」と言われていました。

次に出てくるのが「ミレニウム世代」、他にもゼネレーション世代と言われる、X世代、Y世代、Z世代、というものが出てきます。

X世代は割と先ほどの新人類に近いのですが、Y世代は自分を非常に大事にする世代です。Z世代は、ある意味でゆとり世代と非常に似ていまして、やることはやるのだけでも、それ以上のことはしません。ただし、仕事のやり方は非常に優秀で、きちんと的確に行います。そういう意味では思考することに非常に慣れて

いるという世代とも言えます。ただし、ゆとり世代は言われたことしかしないので、こうしたらどうかと提案されると、なぜ言われなければいけないのかと答えたり、上司から指摘されると気落ちしてしまうなど、要するに怒られたことがない世代とも言われています。このように、それぞれの世代によって様々な特徴があります。

最近では、ゆとり世代とZ世代が中心になっていますので、競争意識が低く、職場での付き合いを最優先にはせず、仕事面では指示待ちが多いことが見受けられます。合理的な思考のもと、自ら学び、自ら考え課題を解決するということに慣れていたり、ITスキルが非常に高いという特徴もあります。ある意味でゆとり世代とZ世代とは非常によく似ているとも言えます。

そういうことを考えると、これからの教育のあり方としては、いかに社会が変化しても、変わらずこれからの子供たちに必要とするものと、社会の変化に合わせてやっていかなければいけないことの両方が非常に大事だと言われています。いま、国で言われていることは、主体的、対話的、深い学びをさらに発展させた日本の教育というもので、個別最適な学びと協働的な学びを一緒にやっていく必要があるというものです。様々なことを考えて個人でやっていくものと、人の意見を聞きながらこのように変えたらいいのだと考えることが必要になってきます。この個別最適な学び、そこには指導の個別化と学習の個別化があります。指導の個別化は、先生が学習者の多様な個性や能力を生かすように最適な学びを工夫する必要があります。学習者の方は、自分が自立するための最適な学習の機会を得て、能率のよい学習活動を実践する必要があるということが言われています。

そのため、この個別最適な学びと協働の学びを、お互いに一つの授業の中で行き来することによって、様々な意見を聞いて自分の考えをまとめていくことができるようになるとも言われています。

そして、そのときにICTの有効な活用ということが言われているわけです。

最近、テレビや新聞で問題になっているのがChatGPTです。これは高度なAI技術を使って、人間のような自然な会話ができるというもので、文章を作ることでもできますし、データを分析することもできます。有効に活用できればよいのですが、一步間違えると、人は要らなくなる恐れもあります。つまりAIが発達することで、なくなる仕事がたくさんあると言われています。

先生という仕事は絶対になくならないと言われていますが、このChatGPTが出てくると、先生も要らなくなるのではないかという不安を感じます。先日テレビで、ChatGPTの活用のニュースをやっていました。ある学校でCha

t G P Tを使った道徳授業で、どんな回答が出てくるのだろうかというものでした。すると、確かに答えはきちんと出てくるのですが、5年生ぐらいだったと思いますが、C h a t G P Tを使うことに対して意見が分かれていました。確かにきちんとした判断ができるので良いという意見と、自分たちで考えることがなくなってしまい、機械に使われるのは嫌だというものでした。このC h a t G P Tは、集めたデータを基にして動いていますので、その集め方に問題があり、そして検討の余地があると言われていました。身近なところで言えばG I G AスクールとA Iがどのように関わってくるかは非常に大きな問題だと思っています。

ただし、これはデータを集めてそれを活用して動いているので、新たなことを考えることはできないのです。そこが一番の問題で、だから逆に言えば、人間のいいところは新たなことを考えること「創造」ができることで、それを人間ができなくなってしまったら、本当にA Iに使われてしまうという可能性が出てくるといふ何か恐れがあります。

それからもう一つ興味深いのは、先生にどんなことを期待しますか、どんな人に先生になってほしいですか、という質問を10代から20代を対象に、ある雑誌でアンケートを実施していました。1,000人に聞いた結果ですが、昭和から平成中期にかけての答えは、情熱的な先生が良いという評価でした。ですから金八先生やテニスの松岡修造さんなどがあがっていました。ところが平成後期から現在にかけては、熱血だけではなくて、論理的でしかもきちんと答えてくれる先生がいいという傾向に変わってきています。

先生に対するイメージも大分変わってきていて、1位が櫻井翔さん、2位が大谷翔平さん、3位がカズレーザーさんという結果になっています。

同じことを保護者に聞いた結果もあり、子供の担任になってほしいと思う芸能人は誰ですかと聞くと、それだけはずっと変わらず指導者としてしっかりとした教養がある人というものなのだそうです。それを踏まえて櫻井さんや武田鉄矢さんなどが上位に入ってきていて、他にも池上さんや林修さんなども入っています。

これは一つの理想の教師像なので、学校の先生方もそれに答えられるような先生になる必要があるとも思っています。

今は学校の担任が、学級担任になるのか、学年で全部持つのか、それとも教科担任制にするのかなど、様々なことが言われています。しかし、それぞれに課題があるので、今後それをどう進めていくのかというのが非常に難しいと思っています。

ただし、学級担任につきましても、今までですと1年生から6年生まで同じ人が

受け持つというものでしたが、今は毎年学級担任も替えています。それは学級の運営の仕方で問題が生じることがあったので、替えています。最近の若い先生を見ると、授業については比較的きちんとやっていますが、学級経営ができない傾向にあります。子供との接し方、子供に対してどういうふうに指導、助言すればいいかということが弱くなってきているのだと思います。これが先ほど言った、Y世代、Z世代ということと関わってきているのかなと思います。今後先生たちをどう育てていけばいいのかということは、大学を含めて考えていくことですが、実際に就職したときに学校全体で若い人たちをどう育てるか、というのが非常に大きな課題かなというふうに思っています。このことについては、校長会等でも話をしたいと思っています。

アフターコロナの中で教育が変わったことにより、様々な課題が出てきており、これからどのように進めていくのかということは、非常に大きな課題だと思っています。西宮の教育を支えていくためにどうするかという視点で今後を考えていきたいと思っています。

私からは以上です。この件につきまして何かありましたらお願いします。

藤原教育委員

藤原です。同調圧力の話が出ましたけど、皆さんご存じのとおり4月1日から自転車に乗るときはヘルメットをしなければいけないのですが、してませんよね、皆さん。ところがみんなマスクはしたままですよね。我国では法規範より同調圧力の方が、効果があるのですよ。すごい話ですよ。それは戦争になったら進むよなと思います。はい、それは私も含めてそうなのですが、私はヘルメットを買いたいんだけど頭が入るサイズのもがなかなか売っていないと言い訳をしています。それが教育の中で、その同調圧力というものが悪い面がなくなっていくというのであれば、それは大歓迎なのかなと思っています。

ChatGPTの脅威について教育長がおっしゃいましたが、これは実はずちの業界でもこれは脅威なのではないかというふうな指摘がされています。私は個人的に余り何かそうは思っていないくて、もしも、それは法律家という仕事が生き残る道があるとしたら、きっとそれはやはり個別最適化なんだろうな。あとは人の話を聞くことなのだろうと思います。

人それぞれの情報をそこに適切に入れるということが出来る能力のある人というのはやはり少ないと思います。ChatGPTが答えを教えてくれるとしても、そこに自分のことを個別最適化して埋めるということは、やはりハードルが高かろうと。そこにおいて、出てきた答えは、果たしてその人にふさわしいのかどう

	<p>かっていうところも判断しがたかろうと。そこに、人間である法律家の付加価値が残るんだろうと。あとやはり、これはC h a t G P T機と会話しても、話を聞いてもらったことに対する、安心感のようなものは得られないので、そこはやはり生身の人間のなすべき役割なのだろうと思います。これはきっと教育者も同じ側面があるのかなと思います。</p> <p>ですから、質は変わっていくけれども、きっとそのA Iをうまく取り込んで、残っていく仕事なのかなというふうには考えております。</p> <p>以上です。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>山本教育委員。</p>
山本教育委員	<p>そのこととつながるかもしれません。C h a t G P Tの話で、ここのところ新聞もテレビもこればかりやっていますね。一般的には、今思考力・判断力を学校で育てよう、育てようとしているのに、育てなくてもいいですよというものが登場してきたということです。文科省でもこれをどう使うかということを考えているようですが、これを使うなというのは無理です。開発したもの、作ったものを人間は使いますし、楽をしたいという側面は人間あるわけだから、使うことを前提に考えるしかないのです。考えてみたのですが、問題を言ったら回答が出てくるのですから、それを写して終わるような勉強をしなかったらいいわけです。例えば、「これはC h a t G P Tが作り出した回答です。これを批判的に論じなさい」と投げかけると、そこで思考力が働くわけです。一般的な回答ではなくて、その人の考えがそこに出てくるわけです。もう1段階下のレベルで言うと、「これはC h a t G P Tが回答したのですが、この中に真実と違うことが含まれています。それを自分で調べて論じなさい」という投げかけなど、そういった使い方も考えられます。使うことを前提にして、だけど鵜呑みせず、それを使って思考力を働かせるような学びを学校は作っていく必要があると思います。</p> <p>それと先ほど藤原委員から出ましたように、C h a t G P Tは一般的な回答でしかありませんので、「個」ということに則した形でどれだけ勝負ができるのかということが、学校がこれからまずは考えていくことなのだろうと思います。</p> <p>そこをしない限り、A Iに負けてしまいますよね。A Iに従ってしまうような学校になってしまいます。学校はそのことを踏まえて、学びの質をさらに変えていくということを考えざるを得ないのだなということを思っていました。</p>

重松教育長	以上です。
長岡教育委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>長岡教育委員。</p> <p>Z世代とまさに日々関わっているのですが、合理的で効率性を重んじるというところはまさにそうで、例えば学生の履修行動にも表れています。合理的で効率性を重んじるのですが、別の言い方をすると省エネという言葉になるのでしょうか。必要最低限の単位しか履修してこない学生が非常に多く、向学心が低いと感じています。学びの楽しさとか、自分の専門以外のことも、高等教育でたくさん学ぶ機会があるはずですし、生涯学習という観点で言えば人生を豊かにするにも関わらず、そこに気づかず、考えられない学生が多いので、指導者としてはそういうところに目を向けさせたいという思いを持って履修指導をしています。</p> <p>それから申し込み方法に関してもICTの活用が進んでおり、今はほとんどWeb上で完結します。この活用の仕方においても二極化していることを感じていて、スムーズにできる学生はいいのですが、できない学生は申し込みでつまずき履修すらできない状況です。履修指導をする前に、何も手元にないという困った状態なので、必要なパスワードの取得にも苦労している状況で、活用できている人と二極化が進んでいることを感じています。</p> <p>若者はどんどん慣れていくので、今は過渡期なのかもしれません。大学でもこういう状況があるので、小学校などではそれが特に顕著だと思うので、現場でご指導される先生は大変だと感じています。その辺りも丁寧に指導していかないといけないなと感じています。</p> <p>以上です。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>側垣教育委員。</p>
側垣教育委員	<p>今の話を伺っていて、私はもうつくづくその取り残される世代だと思っています。個人的なことなのですが、先日まで韓国に行っていました。3年ぶりでした。出国前の手続きで、「K-E T A」に登録をしておかないと韓国はなかなか難しいのです。検疫でも二次元バーコードを入れておかないといけないなど、その手続きとても苦労しました。今のお話と一緒に状況です。しかし結局行ってみると、K</p>

	<p>ーETAは不要で、検疫もバーコードを出せばすぐに済みまし、帰ってくる ときにはVisit Japanという手続があり、ワクチンを何回受けたか という状況を事前に登録しておかないといけないのです。それは入国6時間前 にしなければいけないのですが、それを私はきちんとしていなかったため、 出国前に必死でやったのですが、結局あきらめました。帰ってくるときは、 もう並ぶことも仕方ないと思って帰ってきたのですが、実際は何もそんな ことは必要もなかったです。できる人はやってくださいということでした。 妻と二人で、この世代は取り残されるよね、ということを実感しながら 帰ってきたのですが、そういうことに今の世代でもついていけない人 たちもたくさんいるのだろうと、長岡先生のお話を聞いていて思いま した。その人たちをどうサポートしていくのかということが課題ですし、 私の立場から言うと、AIで養育ができるのかどうかということです。 コロナ禍で、マスクをしながら保育をするということへのリスク非常 に感じていました。私の園でも4月1日からマスクを外して保育をする ようにしているのですが、やはり今は様々な情報がAIやICTを通じて 入ってきます。たしかにスマホで調べることも一つの方法かもしれませ んが、それだけでは養育はできません。そのことをどう訴えていくの かということと、子供一人ひとりが違うわけですから、その違いを どう受け止めながら親が養育していくか、保護者が養育するか、あ るいは幼児教育の中でそれにどう取り組んでいくのかということ を、今後ますます考えていかなければいけないと感じます。だから、 この社会の中で育った人たちが親になったときに、どんな子育てを するのかという心配があります。うちの末娘も6カ月の子供がいます が、不安になったときは私たちの時代は子育て事典で調べましたが、 今はスマホで調べられます。そういう中でこそ人と人のつながりの中 での養育ということをもっと大切にしていかなければいけないの ではないかと、改めて考えました。</p> <p>重松教育長</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>様々な意見をいただきましたが、特にChatGPTは学校現場に入ってくる と思いますが、どう対応するかは非常に難しいことだと思います。</p> <p>では、今から審議に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号「西宮市いじめ防止等対策委員会委員委嘱の件」を議題と します。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p> <p>学校保健安全課</p> <p>「西宮市いじめ防止等対策委員会委員委嘱の件」につきまして、お 手元の資料、</p>
--	---

長	<p>議案第1号をご覧ください。</p> <p>西宮市いじめ防止等対策委員会委員2名の任期満了に伴い、このたび、新たに弁護士1名と医療関係者1名の計2名に委員委嘱を行います。</p> <p>弁護士1名については、前任の弁護士からご推薦いただきました弁護士に事前に承諾をいただいております。</p> <p>また、医療関係者1名については、かねてより臨時委員として委嘱させていただいていた医療関係者に、委員をお務めいただくこととなります。</p> <p>このたびの任期は、令和5年4月13日から令和7年1月31日までとなります。</p> <p>委員につきまして、資料2枚目にごございます新旧対照名簿をご覧ください。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第1号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、報告第1号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」を議題とします。</p> <p>地域学校協働課長、お願いします。</p>
地域学校協働課長	<p>報告第1号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」についてご説明いたします。</p> <p>令和5年4月1日付の人事異動に伴いまして、対象となった学校長の委員任命及び解任を、西宮市学校運営協議会の設置等に関する規則第9条第3項、及び第18条第1項第3号により行うものです。</p> <p>なお、委員の任期の関係で、令和5年3月30日に、教育長の臨時代理により任命及び解任を行いました。</p> <p>資料の3ページ、転任または退職による解任、4ページには、着任による任命と</p>

<p>重松教育長</p>	<p>なります。</p> <p>解任が12名に対し任命が9名となっておりますが、これは、既に委員として任命されている教頭が、その学校で学校長に昇任したことによるものです。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第1号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>異議なしと認めます。よって承認します。</p> <p>次に、報告第2号「西宮市教育委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。</p> <p>教育総務課長、お願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>報告第2号「西宮市教育委員会情報公開条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について、ご説明いたします。</p> <p>資料の3ページ以降の新旧対照表を使ってご説明いたします。</p> <p>資料の3ページをご覧ください。</p> <p>今回の規則改正は、情報公開条例が改正されたことに伴い、当施行規則の規定を改正するものです。</p> <p>まず、条例の改正内容についてご説明いたします。</p> <p>令和4年度の3月市議会において、情報公開請求権の濫用に適切に対処し、情報公開制度の適正な運営等を確保するための条例改正が議決されました。</p> <p>条例の改正内容の一部について、参考として新旧対照表に掲載しています。</p> <p>資料4ページをご覧ください。</p> <p>条例に第11条第3項が新設されています。</p> <p>条例改正前は、請求書を受理した日から起算して、60日を限度として期間延長することができましたが、第3項が新設されたことにより、公開請求に係る公文</p>

	<p>書が著しく大量であり、所管事務の遂行に著しい支障が生ずる恐れがある場合には、相当の期間内に公開決定等をすればよくなりました。</p> <p>この場合において、速やかに請求者に通知することになっており、従来の「期限延長通知書」の様式が変更され、「期限延長等通知書」となっています。</p> <p>資料3ページにお戻りください。</p> <p>この条例改正に対応するため、施行規則でも「期限延長通知書」を「期限延長等通知書」に改正しました。</p> <p>なお、令和4年度の3月市議会で条例改正が議決され、当施行規則を令和5年4月1日から施行する必要があったため、3月31日に教育長の臨時代理により決定をいたしました。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ採決に入ります。</p> <p>報告第2号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に、報告第3号「西宮市教育委員会の個人情報保護に関する規則を廃止する規則制定の件」、報告第4号「西宮市教育委員会文書取扱規程及び西宮市立学校園文書取扱規程の一部を改正する規程制定の件」を一括して議題とします。</p> <p>教育総務課長、お願いします。</p>
教育総務課長	<p>報告第3号「西宮市教育委員会の個人情報保護に関する規則を廃止する規則制定の件」と報告第4号「西宮市教育委員会文書取扱規程及び西宮市立学校園文書取扱規程の一部を改正する規程制定の件」について、一括してご説明いたします。</p> <p>今回の規則の廃止及び規程の改正は、個人情報保護制度を国へ一元化することなどを目的とした「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴うものです。</p> <p>まず、法律の改正内容について、簡単にご説明いたします。</p>

<p>重松教育長</p>	<p>法律の改正前は、国の行政機関、民間事業者、地方公共団体などが、それぞれ別の法律または条例によりルールを定め、個人情報保護制度を運用していました。地方公共団体間であってもルールが異なることがありました。</p> <p>そこで、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データの流通」の両立などを目的とし、個人情報保護制度のルールを一元化するため、令和3年に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、法律が改正されました。</p> <p>地方公共団体にも令和5年4月1日から改正法が適用され、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置が許容されるものの、一元化されたルールに基づいて個人情報保護制度を運用することになります。</p> <p>西宮市においても、法律の改正を受け、令和4年度の3月市議会において、個人情報保護条例の全部改正が議決されています。</p> <p>報告第3号の資料2ページをご覧ください。</p> <p>個人情報保護制度の運用に関するルールが法律により一元化されることを受け、「西宮市教育委員会の個人情報保護に関する規則」を廃止いたします。</p> <p>報告第4号の資料3ページをご覧ください。</p> <p>「西宮市教育委員会文書取扱規程」の第2条第3項において、文書の取り扱いに関し基づくべき規定を、「条例」から「法律」に改正しています。</p> <p>資料の7ページをご覧ください。</p> <p>「西宮市立学校園文書取扱規程」においても同様に改正をしております。</p> <p>なお、令和4年度の3月市議会で条例改正が議決され、規則の廃止及び規程の改正を令和5年4月1日から施行及び実施する必要があったため、いずれも、3月31日に教育長の臨時代理により決定いたしました。</p> <p>説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第3号、報告第4号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
--------------	---

<p>重松教育長</p>	<p>異議なしと認め、承認します。</p> <p>次に、報告第5号「西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件」を議題とします。</p> <p>教育職員課長、お願いします。</p>
<p>教育職員課長</p>	<p>それでは、報告第5号の「西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件」につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>改正が必要になった主な理由としましては、昨年12月の定例会で説明させていただきましたとおり、令和5年4月1日から定年年齢を段階的に引き上げることに伴い、給与の見直しが必要になったことによるためでございます。</p> <p>60歳を迎えられた職員の給料をその翌年度から7割にする条例改正につきましては、昨年12月議会で実施済みですが、手当につきましては「西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則」、以下、給与規則と略して呼ばさせていただきますが、給与規則で規定しているため、このたび改正を行うものでございます。</p> <p>なお、今回の議案の件名の後半部分、「給与に関する規則等」として、「等」をつけています。これは、定年年齢の段階的な引上げに伴い、給与制度全般を見直したことにより、給与規則のほか、3つの規則についても見直す必要が生じたため、まとめて1本の改正規則として行うこととしたことによるものです。</p> <p>それでは、主な変更箇所を新旧対照表により説明をさせていただきます。</p> <p>まず、給与規則の改正箇所についてですが、7ページをお開きください。</p> <p>改正案をページの左側、現行規則をページの右側に載せています。</p> <p>7ページの下段、第3条に再任用短時間勤務職員の「給料の教職調整額」について規定しています。ここの見直しは、地方公務員法が改正されたことにより根拠条文がずれたことと、これまでの再任用短時間勤務職員は期間限定的な職となったため、この4月より制度化しました定年前再任用短時間勤務職員に置き換えたことによるものです。</p> <p>次の改正箇所は第4条になります。8ページになります。</p> <p>第4条は給料の特別支援教育調整額について規定しています。改正内容としましては、ここでも定年前再任用短時間勤務職員に置き換えを行っています。</p> <p>続きまして9ページをお開きください。</p>

上段の第7条に「教員特別手当の月額」について規定しています。

ここでも再任用職員の支給額について規定していますので、定年前再任用短時間勤務職員に置き換えています。

続きまして10ページをお開きください。

10ページの下段からになります。付則の最後に5つ条文を追加しております。まず、付則の15からですが、定年前再任用短時間勤務職員または暫定再任用職員の管理職に支給する管理職員特別勤務手当を支給する場合は、当分の間、算定された額から1,000円を減じた額を支給することとしています。

なお、暫定再任用職員とは従前の再任用職員のことをいいます。

次に、付則の16ですが、指導主事及び技能労務職の職員が60歳を迎え給料が7割水準となった場合、給料月額の調整額と教員特別手当についても7割水準となる旨を定めております。

続きまして、付則の17ですが、例外として60歳以降も引き続き管理職を勤める場合、管理職手当と管理職員特別勤務手当についても7割水準となる旨を定めています。

続きまして、付則の18ですが、60歳を迎え給料が7割水準となった職員は、給料の特別支援教育調整額についても7割水準となる旨を定めています。

続きまして12ページをお開きください。

ページの真ん中、やや上側の付則の19ですが、暫定再任用職員につきましては、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給料月額の調整額等各手当を支給する旨定めています。

続きまして13ページをご覧ください。

ページの一番下から別表第3として「管理職手当支給基準表」を掲載しています。

次の14ページをご覧ください。

表の一番上の行Aから4番目の行Dまで、行政職給料表の対象級が1級ずつ下がっています。これは行政職給料表をこれまで8級制だったのを7級制にしたことによるものです。

それでは、次に「西宮市教育委員会事務局処務規則」の改正について説明いたします。

23ページになります。

23ページから載せておりますが、改正箇所につきましては、25ページをご覧ください。

第4条の第4項、「部等及び課に」の次に「主幹」を追加しています。「主幹」と

	<p>いう職位は、係長級以上の管理職が60歳の役職定年で降任する場合につく職位としまして、教育職・技能労務職以外の職種で新たに設けられましたので追加しています。</p> <p>続きまして35ページをお開きください。</p> <p>35ページ、「西宮市教育委員会教育機関処務規則」の改正について、ご説明いたします。</p> <p>こちらの改正箇所は、第2条の表の右側、一番上に「主幹」を追加しています。改正理由は先ほどと同様でございます。</p> <p>続きまして、39ページをお開きください。</p> <p>「西宮市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員の職名に関する規則」の改正についてでございます。</p> <p>こちらの改正箇所としましては、1点目は先ほどと同じく第2条第1項第1号及び第2号の職名の欄に「主幹」を追加しております。</p> <p>2点目の改正点ですが、同じく第2号のところで、「栄養士」という職名が「管理栄養士」となりましたので変更をしています。</p> <p>3点目、第2条第2項に行政職給料表の記載がありますので、級の変更を行っております。</p> <p>最後に、これら改正規則の施行期日についてですが、令和5年4月1日からの施行になります。通常、規則を改正する場合は、改正規則案を教育委員会会議に付議し、承認を得るところですが、3月15日の臨時会の時点におきましても「西宮市一般職員の給与に関する条例施行規則」の改正内容が市長事務局で定まっておらず、その改正内容を含む当規則を会に付議することができなかったことから、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項に基づき3月31日付で教育長の臨時代理により当規則を制定しております。</p> <p>ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
長岡教育委員	<p>最後の管理栄養士のところですが、この職名が変わったのは、資格に準じてこれになったということで、以前から管理栄養士の先生がなさっていたのですか。</p>

重松教育長	教育人事課長。
教育人事課長	この管理栄養士につきましては、本市で栄養士を採用しておりますが、その採用基準といたしまして、全て管理栄養士の資格を持っている職員ということがございまして、全庁的に栄養士の職員を管理栄養士に改め、統一したということでございます。 以上でございます。
長岡教育委員	ありがとうございます。
重松教育長	ほかにはございませんか。 よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 報告第5号については、これを承認してよろしいですか。 (異議なし)
重松教育長	異議なしと認め、承認します。 次に、報告第6号「人事に関する件」を議題とします。 教育人事課長、お願いします。
教育人事課長	報告第6号は、令和5年4月1日付人事異動につきまして、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項による臨時代理により、3月16日に決定したことを報告するものでございます。 お手元の資料裏面をご覧ください。 令和5年4月1日付の人事異動につきましては、先月、令和5年3月15日に開催されました教育委員会臨時会におきまして、その人事異動案にご承認いただいたところでしたが、その後、市内学校園管理職が体調不良により出勤できない状況となったことから、急遽、教育委員会指導主事を解任し、市内市立学校の管理職として登用することとし、当初の人事異動案から人事異動の内示までの間に指導主事の配置を一部変更したものでございます。 この結果、教育委員会といたしましては、昨年令和4年4月1日付との比較にお

重松教育長	<p>きまして、1名の減、具体的には教育研修課指導主事が1名欠員の状況となっております。</p> <p>なお、この欠員につきましては、会計年度任用職員の任用等も含め、業務の安定及び職員の負担軽減等に努めてまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>説明は以上でございます。ご承認賜りますようお願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第6号については、これを承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、これを承認します。</p> <p>次に、一般報告①「第5次西宮市総合計画 後期基本計画について」を議題とします。</p> <p>教育総務課担当課長、お願いします。</p>
教育総務課担当課長	<p>一般報告①「第5次西宮市総合計画 後期基本計画」についてご説明いたします。</p> <p>現在、西宮市では、令和元年度に策定されました「第5次総合計画」に基づいて様々な施策が実施されております。</p> <p>このたび、総合計画の中の「基本計画」と呼ばれる部分につきまして、後期の計画を策定する時期が参りましたので、その進捗状況を報告するものです。</p> <p>本日、お配りしている資料としまして、まず1ページから7ページまでは、先月の総務常任委員会で政策局が、議会に進捗を説明した資料をつけております。</p> <p>その後ろ9ページ以降に参考として、現行の総合計画概要版の冊子。</p> <p>21ページ以降は、教育委員会所管分野のアクションプラン。</p> <p>この3種類で資料を作っております。</p> <p>まず、西宮市総合計画とはどんなものかについて、ご説明させていただきます。</p> <p>まず、19ページをご覧ください。</p> <p>こちら総合計画概要版の冊子の一番後ろの方になるのですが、こちらが総合計画</p>

を説明したページになります。

総合計画とは、西宮市の最上位の計画であり、長期的なまちづくりの基本的方向と、施策や事業を総合的に示したものとなっております。

現在の第5次西宮市総合計画は、「未来をひらく 文教住宅都市・西宮」を都市目標に定め、令和元年度に策定されたものです。

西宮市の総合計画は、中ほどの三角形の図にありますとおり、基本構想、基本計画、実施計画の3段階で構成されております。

「基本構想」では、まちや人の将来像などの大きな方向性が、「基本計画」では、将来像の実現に向け、施策を35に分類した上で、それぞれの施策について、目的と取り組み内容が示されています。ちょうどこの資料の左のページに27番から35番というところで、施策が載っておりますが、こちらが「基本計画」と言われるものとなっております。

そして、「実施計画」につきましては、毎年3月に別で冊子が作られていますが、こちらは、より実効性のある事務事業の計画として毎年度策定をされているものとなっております。

なお、教育委員会では、「基本計画」の中で教育委員会が所管する分野につきまして、西宮市における「教育振興基本計画」として位置づけて、教育の振興に取り組んでいるところでございます。

また、この三角形の右側に記載しているとおり、「基本計画」を、さらに具体化したものとして「アクションプラン」や「収支見通し」などの資料が作られております。

本日の資料の21ページ以降には、「アクションプラン」の中で、教育委員会関連部分を添付しておりますので、また参考にご覧ください。

続きまして、計画の期間についてですが、19ページの下図にありますとおり、大きな方向性を示す基本構想は令和10年度までの10年間の計画。基本計画につきましては、前期5年・後期5年の計画となっております。

このたび、基本計画の前期5年が令和5年度で終了しますので、令和6年度から5年間の後期計画の策定作業に入っているところでございます。

具体的には、現行の「基本計画」とそれに基づいて作られる「アクションプラン」につきまして、時代に合わせた文言の修正や追記などを行っていく作業になると考えております。

それでは、後期基本計画策定の進捗状況につきまして、政策局が、先月の総務常任委員会で報告を行った資料を使いまして説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

「1. 後期基本計画の構成について」です。

後期基本計画では、策定の趣旨や特徴を示すため、以下の内容を、計画の冒頭に記載することを検討しております。

まず、「1 策定の趣旨」では、第5次西宮市総合計画の目標について触れ、令和6年度から10年度を計画期間とする「後期基本計画」を策定することを説明しています。

次に、「2 第5次西宮市総合計画策定後の社会状況の変化や新たな課題」では、後期基本計画の策定に当たって影響を及ぼすと考えられる事項について示しております。

1つめは「新型コロナウイルス感染症の拡大」です。

経済や市民の生活に大きな影響を及ぼしており、市の施策においてもその影響を踏まえた取り組みが必要となります。

次に、「ICT化の加速とDXの推進」です。

コロナの影響の一つではありますが、ICT化がさらに加速していることと、新たな価値や変革を生み出すDXの推進が求められております。

次に「脱炭素社会の実現」です。

西宮市では、令和3年に「2050年ゼロカーボンシティ」表明しており、実現を目指した取り組みの推進が求められております。

次の「地方創生の推進」につきましては、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえまして、引き続き地方創生に取り組むことが求められております。

続きまして、次のページ「2. 学識経験者懇談会における意見」です。

後期基本計画の策定に当たりましては、各専門分野の学識経験者から意見を聴取するための懇談会が、これまでに2回開催されました。

懇談会の構成員は9名で、前期基本計画策定時の審議会委員であった方などで構成されております。

「(2) 主な意見の内容」ですが、これまでにいただいた意見のうち、全体にかかる意見を掲載しております。

まず「市民アンケートの結果等」に対しましては、アンケート結果の分析の必要性についての指摘や、人口減少に対しての市の政策方針についてのご意見がありました。

次のページです。

「財政収支見通しと事業計画」に対しては、物価高騰による歳出増に対する懸念

<p>重松教育長</p>	<p>や、効率的、効果的な事業手法の検討の重要性などについての意見をいただいております。</p> <p>続きまして「後期基本計画の策定にあたって」については、コロナによる影響の大きさについての指摘や行政だけではなく、市民も含めた取り組みとする考え方の重要性や、各施策のつながりや横串についてなどの意見をいただいております。</p> <p>続きまして次のページ、「3. 策定までの流れ」をご覧ください。</p> <p>こちらには、策定のスケジュールが記載されております。</p> <p>令和4年度は、政策局主導で、市民アンケートなどによる市民からの意見集約や、懇談会開催による学識経験者からの意見集約などが行われておりました。</p> <p>この辺りのご意見を受けまして、令和5年度は、具体的な後期計画の作成を行い、素案などを市議会へ報告したり、7月頃にはパブリックコメントを実施したりする予定となっております。</p> <p>総合計画は、議会の議決事項となっておりますので、最終的には、12月開催の議会にて議案を上程する予定となっております。</p> <p>続きまして、次のページをご覧ください。</p> <p>「参考資料」としまして、令和4年11月に政策局が開催した市民ワークショップの開催状況と、主な意見が掲載されております。</p> <p>定員50人に対して当日の参加者は39人で、参加者の方が出し合った意見をキーワードとしてまとめていき、最後にグループごとに発表する形で実施がされました。</p> <p>「アフターコロナの暮らし・まちづくり」「どうなる・どうするデジタル化」「地球温暖化をなんとかしたい」の3つのテーマから、参加者が希望したテーマで議論を行い、大変活発な議論になったとのこと。</p> <p>いただいた主な意見につきましては、6ページから7ページに記載のとおりです。</p> <p>市に対する意見だけではなく、自分たちの生活において感じたことや、取り組んでいきたいことなどが意見として出されました。</p> <p>資料に基づいての説明は以上となります。</p> <p>今後も、教育委員会会議などで、随時報告を行いながら、皆様のご意見を伺っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p>
--------------	--

<p>重松教育長</p>	<p>では、なければ一般報告①を終了します。 では、これより非公開案件に移ります。 一般報告②「児童生徒の状況について」を議題とします。 学校保健安全課長、お願いします。</p> <p>(非公開)</p> <p>ほかにはよろしいですか。 では、なければ一般報告②を終了します。 次に、議案第2号については秘密会で行いますので、関係職員以外は退室をお願いします。</p> <p>(関係書以外の職員退出)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>議案第2号「人事に関する件」を議題とします。</p> <p>(事務局提案説明)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>説明は終わりました、これより質疑討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質疑討論)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>議案第2号については、原案のとおり可決してよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって原案のとおり可決されました。 以上で予定されていた議題は全て終わりました。 では、これをもちまして第1回教育委員会定例会を閉会します。 ありがとうございました。</p>

	(終了)
--	------